

令和5年度 東京都議会予算要望ヒアリング参加報告（概要）

- | | |
|---|--|
| 1 | 日 時：令和4年9月7日（水） 14：40～16：25 |
| 2 | 会 場：都議会議事堂 第2会議室（自民）、談話室（公明）、第14委員会室（民主） |
| 3 | 訪問先：都議会自由民主党、都議会公明党、都議会立憲民主党 |
| 4 | 参加者：梶山理事長、榎本副理事長、野口副理事長、横田幹事長、高橋事務局長、森職員 |

3会派とも、都議代表あいさつ、梶山理事長挨拶、横田幹事長による要望の概要説明、意見交換、要望書の手交の順に実施した。

都議会自由民主党＜2階第2会議室＞ 14時40分～15時00分

対応者：議員約25名

司 会：都議 挨拶：三宅正彦幹事長

質疑応答

（宇田川議員） 最低制限価格制度について、印刷請負では試行から本格運用になっています。要請がない限りは最低制限価格を導入する予定はないが、ビルメンテナンス業界からの要請はないという認識でよろしいか。

（横田幹事長） 我々としては、現時点では求めておりません。

（宇田川議員） 障害者雇用モデル入札については、現時点での案件が適正ではないことから、引き続き財務局、教育庁と連携してモデル入札となりえる案件を提示したい。

（高 島 議員） 他の団体ヒアリングも受けているが、労働力不足に関連する要望が多いが、ビルメンテナンス業はいかがか。また、外国人労働者についてはいかがか。

（横田幹事長） 有効求人倍率の数字としては、警備が10倍を超えており、設備清掃は2倍程度。そのような状況であるため、障害者雇用の有効活用や70代・80代も採用している。外国人労働者についても、各企業ごとに違いますが、積極的に採用している会社もある。



都議会公明党<2階談話室> 15時00分～15時25分

対応者：議員5名（中嶋、高倉、斉藤、玉川、古城 各議員）

司会：古城議員 挨拶：（座長）高倉副団長

質疑応答

（斉藤 議員） 財政委員会を担当しているが、複数年契約の労務単価について、賃金の上昇を企業側が負担するのは大変厳しいと思われるので、柔軟な対応をできるように承りたい。

（中嶋 議員） 契約変更について書かれているが、減額について適用された案件は実際にあるのだろうか

（横田幹事長） 実際に減額された案件はないが、打診や、「やってない仕事にお金は払えないが」というようなお話はいただいた。公社の病院でもそのような動きがあった。我々としては、病院等で働くエッセンシャルワーカーであり、コロナの際にはベッド交換等の清掃も行っている状態であり、そのような案件では国の補助も出ていたが、引き続きご配慮いただきたい。公社と都立病院が合併するが、引き続き入札方法等について、当面は大きな変更はしないとのことですので、引き続き注視いただきたい。

別件ですが、入札参加について、審査を適切に行うために資料提出を要望しております。工事では経営審査を厳しく行っているため、業務委託でも同様に厳正な審査をいただければと存じます。

また、都の財務局案件と交通局の案件で給料未払が発生していたと従業員から聞きました。そのような企業が入札しており、調べたところ、同社では過去にも同様の事例があったという話もあり、東京協会と財務局との意見交換会でも伝えさせていただいた。適切な経営を行っている会社とそうでない会社の区別をするためにも、厳正な審査を希望しています。

（中嶋 議員） 適切な経営をしている会社がきちんと報われるようにすることは大切だと思います。

（玉川 議員） JVでの入札参加について要望がありますが、今まではJVの入札が全くなかったのでしょうか。

（横田幹事長） JVについては、豊洲市場の入札で、もともとは4ブロックに区分けして入札をしていたが、突然1つにまとめられ、その時に4社でJVを組ませてほしいとの話があったが、都は許可しなかった。総合管理では清掃、設備、警備でそれぞれ別の会社でやる方が中小の参画は見込まれ、国の市場化テストでもJVは組んでいる。地方自治体含めて、指定管理でもJVは採用されているため、要望させていただいた。



都議会立憲民主党 < 4階第 14 委員会室 > 16 時 05 分～16 時 25 分

対応者：議員 14 名

司 会：中田議員 挨拶：中村政調会長

質疑応答

(齊 藤 議員) 障害者雇用促進モデルについて、勤務日数や勤務時間は実際にどの程度の案件だったのか

(横田幹事長) 3 件あったので、すべては回答いたしません。一番ひどかったのは、週 1 日、4 5 分の勤務でした。しかも、時間設定があつたり定期清掃を含んでおり、実際に雇用して勤務いただくには不適切な内容でした。そのほかの案件も、週 2～3 日等で、継続雇用には適しませんでした。

(阿 部 議員) 行政業務を受託いただく際に、公契約条例の有無は何か関わるのか。

(横田幹事長) 都内でも新宿や杉並等の地方自治体で最低水準賃金等を設定しているが、審議会のメンバーは工事が中心で委託の人間は少ない。工事の場合は国交省が設定している内容を順守している。委託では最低水準賃金を上回るようにしているが、複数年契約の場合、東京都の最低賃金額の上昇に合わせて上げるのではなく、最低賃金を下回ったら修正する形になっている。我々は東京都の最賃を厳守するが、その金額では採用ができないため、1500 円近くまで上げている。今後、公契約条例がどのようになるかはわからないが、現時点ではこのような状況である。

(阿 部 議員) 公契約条例がある地区でも、業務委託案件ではあまり労務単価が上がっていないということか。

(横田幹事長) おっしゃる通り、工事に比べたら業務委託は上がっていない。ただ、建築保全業務労務単価を採用して、職種別に適用している自治体では設備管理が高額すぎるという懸念もある。資格を持っていない人間でも最低水準賃金を反映させなければならない。資格持ちの人間との差別化が難しい。

